組資料２

２０１９ 年 ５ 月 １７ 日
31TOKYO2020 企アア第 10 号

都道府県・政令指定都市オリンピック・パラリンピック主管部長　殿

（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
企画財務局長　伊藤　学司
（公印省略）

東京 2020 NIPPON フェスティバル
共催文化プログラムに関するご参画のお願い（再出）及びガイドライン改定のお知らせ

平素より、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成 30 年 10 月 26 日付 30TOKYO2020 企アア第 27 号により周知させていただきましたとおり、当組織委員会では、「東京 2020 NIPPON フェスティバル」において、大会を契機に実施される日本を代表する特別な文化プログラムについて、実施主体である自治体等と組織委員会とが連携して実施する「東京 2020 共催文化プログラム」の事前相談を受け付けております。引き続き、参画のご検討を賜りたく、貴下自治体へのご周知のご協力も併せて何卒宜しくお願い致します。

またこの度、共催文化プログラムガイドラインを改定いたしましたので、関係資料一式を再度送付させていただきます。

東京 2020 NIPPON フェスティバルの趣旨・意義等についてご理解賜りますと共に、ぜひ積極的にご参画いただきますようお願い申し上げます。

記

１　東京 2020 NIPPON フェスティバル共催文化プログラムへの参画について

（１）共催文化プログラムの目的

共催文化プログラムは、世界の注目が日本・東京に集まる 2020 年 4 月頃から 9 月頃まで、全国の自治体等が主体となり、組織委員会と共催で実施する特別な文化プログラムです。

この共催文化プログラムを大会公式文化プログラムに位置付け発信することにより、地域や国を越えた参加・交流を促すとともに、日本の文化・芸術を国内外へ強くアピールすることを目的とするものです。また、東京 2020 大会を契機に実施する大規模なプログラムを想定しています。

（２）参画の仕組み

自治体等と組織委員会との共催協定の締結を予定しています。

（３）共催文化プログラムにおける主な実施可能事項

- フェスティバルマークの使用
- 「オリンピック」「パラリンピック」等の文言使用

- 東京 2020 大会公式文化プログラムとして一体的な広報・PR 連携
- 大会マスコット派遣やリーフレット掲載など、大会そのものとの連動　等

※ 大会プロパティ等の活用については個別に組織委員会との調整が必要です。

（４）主な留意事項

- 実施するプログラムついては、大会マーケティングルール上、原則大会パートナー以外の企業が関与することはできません。（アンブッシュマーケティングの防止については資料２ガイドライン７ページ「３.役割分担（３）プログラム計画上の留意点　①アンブッシュマーケティングの防止について」をご確認ください。）
- 新規調達の際には適用法令に抵触しない範囲で、大会パートナーへの調達機会を提供していただく必要があります。詳細については別途ご相談ください。

（５）　事前相談に関する手続き

事前相談（事業概要・基礎要件確認）

i.　資料２に添付された「様式１　東京 2020 NIPPON フェスティバル　共催文化プログラム　事前相談申込書」を記入の上、下記提出先にメールにてご送付をお願いします。また、必要に応じて既存の企画書案も併せてお送りください。

- **提出先：tokyo2020nipponfestival_support@tokyo2020.jp**

ii.　受付後、組織委員会よりご連絡いたしますので、詳細についてご説明をお願いいたします。（マーケティングルールや共催協定案等詳細な内容はその際ご説明させていただきます）。ご連絡はメール（ご希望があれば訪問可）にて行いますので、ご確認をお願いいたします。

iii.　事前相談の申し込みは 2019 年 7 月 31 日〆切を予定しております。

また、事前相談終了後、詳細書類（事業計画書等）のご提出や有識者による審議・助言、IOC/IPC への確認等の際には、組織委員会より随時依頼・調整させていただく予定です。

２　添付資料

資料１：東京 2020 NIPPON フェスティバル　共催文化プログラムへの参画について（改訂版）

資料２：東京 2020 NIPPON フェスティバル　共催文化プログラムガイドライン　Ver.2.0

【担当】
（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
企画財務局アクション＆レガシー部　文化チーム　　橘、北
TEL：03-6631-1967

資料 1

東京2020 NIPPONフェスティバル
共催文化プログラムへの参画について（改訂版）

【参考】ガイドラインの主な改正点

① 東京2020 NIPPONフェスティバルの準備状況の進捗反映
（主催事業の更新、キャッチフレーズの決定　等）

② 留意点に関する記述の具体化

③ 審議スケジュールの変更
（審議回数の追加　等）

④ その他所要の改正

東京2020 NIPPONフェスティバルについて

1．東京2020 NIPPONフェスティバルについて

「文化の祭典」としてのフェスティバル

東京2020 NIPPONフェスティバル　（2020年4月頃～9月頃）

聖火リレーが始まり、世界からの注目が東京・日本へ大きく集まるこの時期に、国・自治体・文化団体等と連携し日本の文化・芸術の力を国内外に発信する文化フェスティバルを全国で展開。

目的

- 日本が誇る文化・芸術を、国内外に強く発信
- 文化・芸術を通じた共生社会の実現
- 聖火リレーと共に大会への参加機会を全国で創出

事業体系

主催　組織委員会が行う４つの文化プログラム

＋

共催　自治体等が行う特別な文化プログラム

2．フェスティバルのマーク・コンセプト（2018年7月2日発表）

東京2020
NIPPON
フェスティバル

- ◆ 本マークは、大会エンブレムの制作者である野老朝雄（ところ あさお）さんにより開発されました。
- ◆ 大会エンブレムと同じ3種類の四角形を、同じ数組み合わせたマークが描くのは「Harmonized Checker= 調和した市松」です。
- ◆ 多様性の調和により可能性や希望が広がり、東京2020 NIPPONフェスティバルがイノベーティブでアクティブな新しい輝きを起こしていくことが、デザインに込められています 。

東京 2020 NIPPON フェスティバル コンセプト

東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて、

全国でくり広げられる文化の祭典、それが東京 2020 NIPPON フェスティバルです。

日本にあらゆる国の人が集う本大会に先駆けて、

様々な人と文化が交流する場となるはずです。

地方と都市。日本と世界。

あらゆる境界を超え、ひとつになるその時。

きっと、かつてない文化が生まれるでしょう。

きっと、多様性の力と素晴らしさを実感するでしょう。

きっと、新たな文化と感動が未来につながってゆくでしょう。

その主役は、私たちひとりひとり。

そして舞台は、この国のあらゆるまちとまち。

日本各地の熱気と多様性の融合から、すべては始まります。

東京 2020 NIPPON フェスティバル。それは、

この国の新たな可能性を開くフェスティバルです。

3. フェスティバルのキャッチフレーズ（2019年4月4日発表）

東京2020 NIPPONフェスティバルが目指す姿や提供したい価値を表現するキャッチフレーズを開発

開発にあたり心掛けたポイント

- フェスティバル コンセプト、フェスティバルマークとともに、東京2020 NIPPONフェスティバルの目的や価値を体現すること
- 多くの方々にとって、覚えやすく口ずさみやすいこと
- 日本のみならず、世界各国の方々に興味をもっていただけるよう世界中の人々にとってわかりやすいこと（和英併記）

Blooming of Culture

文化は、出会いから花開く。

東京2020 NIPPON フェスティバル

4. 組織委員会が計画している文化プログラム（2019年4月4日発表）

組織委員会は、フェスティバルの盛り上がりが全国に波及するよう、東京を中心に大規模な文化プログラムを計画しています。

テーマ	概要	コンセプト
大会に向けた祝祭感 （キックオフ）	**『歌舞伎』×『オペラ』** **東西を代表する無形文化遺産・舞台芸術の融合による世界初の舞台を2020年の東京で実現**	『オリンピックの価値』を基軸に、現在の東京・日本が世界に発信すべきテーマを表現する芸術分野として「歌舞伎」と「オペラ」を選定し、キャラクター・音楽・舞踏・舞台芸術・スタッフのあらゆる観点から融合させることに挑み、“東洋と西洋の文化の融合と共生、伝統と現代の対比”という形で2020年以降レガシーとなる、新たな日本文化を東京から世界へ発信する。
参加と交流 （オリンピック直前）	**世界の人々と、出会い、話し、共創し、TOMODACHIになる。** **日本文化を通して、さまざまな人々が交流する場を創出。フィナーレは、みんなでつくり、心がひとつになる。**	世界中からたくさんの人びとが訪れる、Tokyo 2020。 こどもたちを中心に、世界の人びとと交流し、語り合おう。 世界の多様性に驚き、楽しもう。同時に、日本文化の魅力を再発見しよう。 交流して友情を育むことが、世界中の他者への敬意を育み、世界の平和につながるから。
共生社会の実現 （パラリンピック直前）	**パラリンピックムーヴメント** **「違う個性。同じ鼓動」** **イベントへの参加体験機会により「ダイバーシティ＆インクルージョンの肌感・実感」を作り上げる。**	一人ひとり、個性も特徴も違う。でもみんな、同じ鼓動を持った、同じ人間だ。 だから、これまであった古い垣根なんか超えて混ざり合おう。同じ鼓動を感じよう。 街中で繰り広げられる、音楽、文化、アート、パフォーマンス。 様々なジャンルで様々な個性が輝き、そしてその個性を目撃し、混ざり合うことで、誰もが、何かを感じ、気づき、変わり始めていく数日間。
東北復興 （2020年5月～7月）	**「復興を歩む東北の現在、東北の文化と魅力を発信する創造の旅。」**	復興を歩む東北各県と連携し、東北各地と東京を舞台に、文化プログラムをキャラバン展開。 東北の子供たちとのワークショップを通して生まれた巨大人形「モッコ」が、各会場で預かった人々のメッセージを世界に発信します。

共催文化プログラムの参画方法について

1．東京2020大会の文化プログラムにおけるフェスティバルの位置づけ

大会との関連度

東京2020 NIPPONフェスティバル

組織委員会
主催文化プログラム

4件

自治体等との
共催文化プログラム

大会を象徴する
文化プログラムを創出し
国内外に強く発信

東京2020参画プログラム（東京2020文化オリンピアード）

約3,000件（2019年3月時点）

大会機運の醸成
全国への面的な広がり

2．共催文化プログラムの要件等

①主な対象団体

以下の要件を全て満たす団体

- **国（各省庁）、地方自治体、文化芸術団体、その他組織委員会が認める団体**
- **参画プログラムに参画している団体、又はその見込みがある団体**

②事業内容

基礎要件：東京2020大会を契機に実施される日本を代表する特別な文化プログラムであること

- **東京2020大会を契機に、日本が誇る文化・芸術として、世界へPRする意義が認められるもの**
- **それぞれの分野、同種の事業において、独自性や優位性が大きく認められるもの**
- **新たに実施するもの、又は東京2020大会を契機に従前を超える特別な取組を実施するもの**
- **東京2020大会終了後も、それぞれの地域にポジティブな影響を及ぼし、日本の文化・芸術の発展に寄与するもの**
- **プログラムに参加することで、多くの人が、東京2020大会との一体感や参加を実感できるもの**

2．共催文化プログラムの要件等

内容に関する要件（主なもの）

- 日本国内での実施
- 2020年4月頃から9月頃までの実施（開閉会式直前・当日に実施される事業は除く※詳細ガイドライン参照）
- フェスティバルコンセプトに沿った取組
- 国内外に広く広報・PRし、地域外からも多くの参加者が見込まれること

（参加者数の目安）・公共空間等の屋外イベント：5000人以上（1日当たり）

・ホール等の屋内イベント：1000人以上（1公演当たり）

- 障がいのある人や、高齢者、子供など、多様なニーズを有する人々も参加しやすい、アクセシブルな環境が整備されていること
- 多言語対応が適切に行われ、海外からの訪問者も参加しやすい環境が整備されていること

計画に当たっての留意事項（主なもの）

- アンブッシュマーケティングの恐れがないこと
- 事業の安全な実施が見込まれる警備計画が立てられていること

３．実施主体（自治体等）と組織委員会の役割分担について

役割等	実施主体 （国、地方自治体等）	組織委員会
企画	○	―
運営（契約・設営・実施・撤去等）	○	―
警備	○	―
広報・PR	○	○
地域関係機関等（警察、消防、医療機関、公共交通機関、地域住民等）との調整	○	―
IOC・IPCとの調整	―	○
実施費用負担	○	―

４．実施主体（自治体等）が活用できるプロパティ等

①　東京2020大会プロパティの活用等について

- フェスティバルマーク、「オリンピック」「パラリンピック」「東京2020大会」等の文言をはじめとした大会プロパティの使用
- 広報・PRツールの提供
- 大会マスコットの派遣
- 大会パートナーへの共催プログラムの紹介（協賛セールスのサポート）※事業内容によります。

②　広報・PRについて

- フェスティバル特設WEBサイトによる一体的な発信
- フェスティバルリーフレットによる周知
- 実施主体と連携したメディアへのリリース
- 海外メディアへの情報提供

③　国と連携したサポートについて

- 国の一部助成制度における連携（調整中）
- 国が行う広報・PRにおける優先的な取り扱い（調整中）

5．連携に向けた手続きの流れ

①事前相談（随時）

- 共催文化プログラムへの参画意向の確認や、事業内容・実施時期等についての事前調整
- アンブッシュマーケティングの防止や安全面、権利関係など東京2020大会特有のルールと照らし確認

②実施主体（自治体等）からの事業計画提出

- 事前相談を経た案件について、所定の様式に企画概要を記入いただき提出（補足資料可）

③有識者による審議・助言

- 「東京2020 NIPPONフェスティバル共催文化プログラム検討部会（仮称）」において内容の審議及び必要に応じた助言

④IOC/IPCとの調整

- 必要に応じて、事業の内容や広報・PR面での協力等について調整

実施主体と組織委員会との間で共催協定の締結

6．事前相談について

①趣旨

共催文化プログラムへの参画意向を示していただいた実施主体（自治体等）と、プログラムを計画する上での留意点等について、実施主体の計画に照らしながら個別具体的に意見交換し、共催協定書の締結に向けて必要な調整を実施

※　事前相談に１か月以上要することが想定されます。

②申し込み方法

受付期間：2018年11月1日～**2019年7月31日〆切予定**

提出資料：ガイドライン様式１「東京2020 NIPPONフェスティバル　共催文化プログラム　事前相談申込書」

資料送付先：

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
企画財務局アクション＆レガシー部　東京2020 NIPPONフェスティバル担当
メール：tokyo2020nipponfestival_support@tokyo2020.jp

7．今後のスケジュール

2018年	2019年				2020年	
10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4月-

ガイドライン　周知

事前相談期間
2018年11月～2019年7月末（予定）

事業計画受付・確認期間
＜第1回＞（終了）
受付：2月末　確認：3月
＜第2回＞
受付：6月中旬　確認：～8月上旬
＜第3回＞（予定）
受付：9月中旬　確認：～11月中旬

協定締結／事業連携調整

広報・PR
期間

フェスティバル期間

資料　2

東京 2020 NIPPON フェスティバル
共催文化プログラムガイドライン

Ｖｅｒ.2.0

2019 年5月

公益財団法人
東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

＜本ガイドラインの位置づけ＞

本ガイドラインは、東京 2020 NIPPON フェスティバルにおいて、国や地方自治体、文化芸術団体をはじめとする文化プログラムを推進する団体と組織委員会が連携し、東京 2020 大会の公式文化プログラムとして展開するための、共催の仕組みを示しております。

皆様方におかれましては、東京 2020 大会という世界から注目が集まる機会に実施する本フェスティバルへの参画について、ご検討をいただきますようお願い申し上げます。

１．東京 2020 NIPPON フェスティバルとは

（１）背景・目的

①　背景

オリンピック・パラリンピックはスポーツの祭典であるとともに文化の祭典でもあります。これまで、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」といいます。）は、東京 2020 参画プログラム（以下「参画プログラム」といいます。）を通じて、全国の様々な団体と連携し、全国各地で東京 2020 大会に向けた文化プログラムを展開することで、大会に向けた機運を高めてきたところです。

一方、東京 2020 大会が行われる 2020 年においては、日本が誇る様々な文化を国内外に向けてこれまで以上に発信し、大会後における日本の文化・芸術の発展をはじめ、インバウンドの強化、地域の活性化など、日本が抱える課題解決に資する取組が求められています。

そこで組織委員会は、大会直前の公式文化プログラムを「東京 2020 NIPPON フェスティバル（以下「フェスティバル」といいます。）」と銘打ち、国や地方自治体等と連携することで、日本を代表する文化・芸術の力を一つにし、オリンピック・パラリンピック史に残る文化フェスティバルを創り上げることを目指しています。

②　目的

ア　国内外への発信

東京・日本へ世界からの注目が集まるこの時期に、東京 2020 大会の公式文化プログラムとして、日本が誇る文化・芸術を国内外に強く発信します。

イ　共生社会の実現に向けて

2 度目の夏季パラリンピックを世界で初めて開催する都市として、大会後の共生社会の実現に向けて、多様な人々の参画や交流を創出します。

ウ　東京 2020 大会への参加機会の創出

聖火リレーを契機に、文化・芸術活動を通じてオリンピック・パラリンピックに参加できる機会をつくり、東京 2020 大会に向けた機運を高めます。

（２）フェスティバルキャッチフレーズ

Blooming of Culture

文化は、出会いから花開く。

様々な人と人の出会いから生み出される「新たな文化と感動」を、フェスティバルらしい華やかな言葉で祝祭とともに表現しました。四季を楽しむ日本ならではのキャッチフレーズにより、日本中でフェスティバルとともに文化が花開くという願いが込められています。

（３）フェスティバルコンセプト

東京 2020 NIPPON フェスティバル コンセプト

東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて、

全国でくり広げられる文化の祭典、それが東京 2020 NIPPON フェスティバルです。

日本にあらゆる国の人が集う本大会に先駆けて、

様々な人と文化が交流する場となるはずです。

地方と都市。日本と世界。

あらゆる境界を超え、ひとつになるその時。

きっと、かつてない文化が生まれるでしょう。

きっと、多様性の力と素晴らしさを実感するでしょう。

きっと、新たな文化と感動が未来につながってゆくでしょう。

その主役は、私たちひとりひとり。

そして舞台は、この国のあらゆるまちとまち。

日本各地の熱気と多様性の融合から、すべては始まります。

東京 2020 NIPPON フェスティバル。それは、

この国の新たな可能性を開くフェスティバルです。

（４）フェスティバルマーク

東京2020
NIPPON
フェスティバル

- フェスティバルの象徴となり、全国へ拡がりのあるマーク
- 大会エンブレムと同じ３種類の四角形を組み合わせたマークが描くのは「Harmonized Checker=調和した市松」
- デザインに込められたのは、多様性の調和により可能性や希望が広がり、東京 2020 NIPPON フェスティバルがイノベーティブでアクティブな新しい輝きを起こしていくということ

（５）フェスティバルの枠組み

①　実施時期

2020 年 4 月頃～2020 年 9 月頃

②　事業体系

フェスティバルは、以下の 2 つのプログラムで構成されます。

ア　主催文化プログラム

組織委員会が主催する以下の４つの文化プログラム

時期	テーマ （位置づけ）	概要
2020 年 4 月頃 （フェスティバルキックオフ）	東京 2020 大会に向けた祝祭感	東西を代表する無形文化遺産・舞台芸術の融合による世界初の舞台を 2020 年の東京で実現
2020 年 7 月頃 （東京 2020 オリンピック開催直前）	参加と交流	日本文化を通じて様々な人々が交流する場・イベントを創出。世界の心を一つにするフィナーレ
2020 年 8 月頃 （東京 2020 パラリンピック開催直前）	共生社会の実現	障がいのある人や LGBT を含めた多様な人々が参画し、街中で様々なアートやパフォーマンス活動などを展開
2020 年 5 月～7 月頃	東北復興	東北各県と連携し、東北各地・東京を舞台とした文化プログラムを展開。国内外へ東北の現在の姿を発信

イ　共催文化プログラム

国や地方自治体等が実施主体となり、組織委員会と共催することで実施するプログラムです。企画・運営等は各実施主体に担っていただき、組織委員会は、大会プロパティの提供をはじめ、広報・PR の協力等のサポートをさせていただきます。

※　本ガイドラインでご案内しているプログラムは、上記の「共催文化プログラム」（以下「共催プログラム」といいます。）になります。

２．共催要件

上記１．（５）②イにおける共催プログラムに参画いただくための要件は、以下のとおりとなります。個別の可否については、ご提案いただいた事業内容が各要件を満たしているかを組織委員会が確認し、有識者からの意見も踏まえた上で決定します。

（１）共催要件

次の①及び②を全て満たしていること

① 実施主体に関する要件

以下の項目を全て満たしていること

ア 対象団体

国（各省庁）、地方自治体、JOC／JPC、文化・芸術団体、その他組織委員会が認める団体

※ 実行委員会等の任意団体であっても、構成団体に上記の団体が含まれている場合には対象となります。

イ 参画プログラムへの参画

これまでに参画プログラムの認証を受けて事業を完了した実績のある団体、又は今後参画プログラムの認証を受けて事業を実施することが見込まれる団体

② 取組内容に関する要件

以下の項目を全て満たしていること

ア 基礎要件

東京 2020 大会を契機に実施される日本を代表する特別な文化プログラムであること（以下の 5 点を参照）

- 東京 2020 大会を契機に、日本が誇る文化・芸術として、世界へ PR する意義が認められるもの
- それぞれの分野、同種の事業において、独自性や優位性が大きく認められるもの
- 新たに実施するもの、又は東京 2020 大会を契機に従前を超える特別な取組を実施するもの
- 東京 2020 大会終了後も、それぞれの地域にポジティブな影響を及ぼし、日本の文化・芸術の発展に寄与するもの
- プログラムに参加することで、多くの人が、東京 2020 大会との一体感や参加を実感できるもの

イ 実施要件

以下の項目を全て満たしていること

（ア）適切性：オリンピックの価値（卓越、友情、敬意/尊重）、パラリンピックの価値（勇気、強い意志、インスピレーション、公平）、オリンピック憲章の趣旨等に照らして、オリンピックムーブメント及びパラリンピックムーブメントの促進に適切と認められること

（イ）公益性：プログラムの目的及び内容に公益性があること

（ウ）参加可能性：プログラムの対象者が広い範囲にわたること。また、無料の事業やボランティアを積極的に活用するなど、多様な人々の参加に向けた工夫をしていること

（エ）非悪質：プログラムが公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのある

ものでないこと

（オ）非宗教・非政治：特定の思想又は宗教に関連せず、これらの布教又は勧誘を目的としていないこと、及び政治的活動に基づいていないこと

（カ）安全性：事業の実施にあたって、必要な手続きを行うとともに、事故防止、暑さ対策、公衆衛生対策等に十分な設備と措置が講ぜられていること

（キ）非営利性：営利・宣伝を主たる目的としない事業であること。また、入場料、参加料等が、事業の目的及び内容に対して社会通念上、適当な額であること

ウ　事業内容に関する要件

以下の項目を全て満たしていること

（ア）日本国内での実施

（イ）フェスティバル期間（2020 年 4 月頃～9 月頃）に実施されるもの

※　2020 年 7 月 20 日から同月 23 日まで並びにオリンピック及びパラリンピックの開閉会式が実施される日（2020 年 7 月 24 日、8 月 9 日・25 日、9 月 6 日）は除きます。

※　競技会場の周辺で実施され、競技日程と実施期間が重なる事業は、事業の規模や実施形態等に応じて調整させていただきます。

（ウ）フェスティバルコンセプトに沿った考え方が示されていること

・東京 2020 大会を契機に新しい取組にチャレンジしている

・既存事業であっても、東京 2020 大会に向けて新たな試みを取り入れている

・開かれた取組であり、多様な人々が参加できる

・人種、性別、地域、世代、障がいの有無等の違いを超えて、多様な交流ができる

・単発の取組ではなく、2020 年以降も見据えている

・次代を担う若者を鼓舞する取組である

（エ）国内外に広報・PR し、地域外からも多くの参加者が見込まれること

＜参加者の目安＞

公共空間等の屋外イベント：5000 人以上（1 日当たり）

ホール等の屋内イベント：1000 人以上（1 公演当たり）

（オ）障がいのある人や、高齢者、子供など、多様なニーズを有する人々も参加しやすい、アクセシブルな環境が整備されていること

＜事例＞

・イベント会場までのアクセシブルな動線の確保

・視覚や聴覚に障がいがある人もプログラムを楽しめる適切な情報保障（音声ガイド、字幕配信　等）

・プログラムに参加しやすい環境づくり（知的障がい者へのコミュニケーションサポート等）

・災害発生時など緊急時における対応（スタッフの配置、障がい特性に合わせた的確な誘導　等）

・WEB サイトや広報物等の情報発信における配慮（視覚に制約があっても識別しやすい色・デザイン・フォント・コントラスト等への配慮、文字情報を代替する音声データ・点字等の情報提供の配慮、WEB サイトだけではない複数の申込方法の準備　等）

（カ）多言語対応が適切に行われ、海外からの訪問者も参加しやすい環境が整備されているこ

と（※　少なくとも英語による対応）

エ　対象とならない事業

・大会パートナーのマーケティング活動を妨害するもの、影響を及ぼすもの及びそれらの可能性のあるもの

※　大会パートナー：IOC 及び組織委員会のスポンサー企業

・営利を目的とするもの

・特定の思想・宗教の布教・勧誘又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの

・寄付を主な目的とするもの

・連盟等の統括団体（会員組織の親睦や職能に関する共通利益の確保、諸権利擁護などを行っている団体）による活動で、成果の還元先が特定の団体に限られるもの

・すでに企画制作されたパッケージを購入する、いわゆる「買い公演」や営利を目的とする「招聘公演」

・企業・団体の広報・PR や製品等の販売活動を主な目的とするもの

・コンテスト、コンクール等で参加者が一部の権利者に限られるもの

・コンペティション等の実施により賞金を提供するもの

・入場料、参加料等を徴収する場合、事業の目的及び内容に関して社会通念上適当な額とみなされないもの

・その他 IOC/IPC 又は組織委員会が不適当と判断したもの

3．役割分担等

（１）実施に向けた役割分担

共催プログラムの実施主体は、プログラムを提案した団体が担います。プログラムの実施について、組織委員会による直接の経費負担はありません。

役割等	実施主体 （国、地方自治体等）	組織委員会
企画	○	―
運営（契約・設営・実施・撤去等）	○	―
警備	○	―
広報・PR	○	○
地域関係機関等（警察、消防、医療機関、公共交通機関、地域住民等）との調整	○	―
IOC・IPC との調整	―	○
実施費用負担	○	―

（２）組織委員会からのサポート

① 東京 2020 大会プロパティの活用等について

ア 広報・PR、会場の装飾等におけるフェスティバルマークの使用

※なお、実施主体が本事業に関連して制作する広報・広告物は、組織委員会が事前に確認させていただきます。

イ 「オリンピック」「パラリンピック」「東京 2020 大会」等の所定の文言使用

ウ 広報・PR ツールの提供

エ 大会マスコットの派遣（費用は実施主体が負担）

※ 派遣を保証するものではありません。

オ 大会パートナーへの共催プログラムの紹介（協賛セールスのサポート）

※ 事業内容によります。

② 広報・PR について

ア フェスティバル特設 WEB サイトによる一体的な広報・PR

URL：https://tokyo2020.org/jp/get-involved/festival/

イ フェスティバルリーフレットによる周知

ウ 実施主体と連携したメディアへのプレスリリース

エ 海外メディアへの情報提供

※より詳細なルールを定めたフェスティバル広報ガイドラインについては、共催協定締結後にご提示する予定です。

③ 国と連携したサポート

ア 国の一部助成制度における連携（調整中）

イ 国が行う広報・PR における、優先的な取扱い（調整中）

４．留意事項

4－1 アクセシビリティ

共催プログラムの会場においては、障がいの有無に関わらず、全ての来場者に向けてアクセスの機会を提供することが「合理的配慮」として必要となります。組織委員会が策定した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を参考に、会場設備の仕様、運営についてご検討いただき、組織委員会へご報告ください。

【参考】Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン
https://tokyo2020.org/jp/organising-committee/accessibility/data/accessibility-guidelines_JP.pdf

4－2 暑さ対策

夏季に実施される共催プログラムについては、暑さ対策が必要となります。特に長時間、屋外でプログラムを楽しむ観客に対しては、日射の遮蔽や冷却等の対策、熱中症予防のための水分補給等の呼びかけ、救護体制等が必要となります。実施会場に合わせて、観客及びスタッフの安全対策をご検討いただき、組織委員会へご報告ください。

なお、熱中症対策については、環境省作成のガイドラインや各自治体作成の医療・救護計画等も参照してください。

【参考】環境省「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2018」
http://www.wbgt.env.go.jp/pdf/gline/heatillness_guideline_full.pdf

4－3 リスク対策

暑さ以外にも、イベントには以下のような様々なリスクが考えられます。リスクは以下のとおり、「突発型災害」「進行型災害」に大きく分けられます。

区分	種類
主な突発型災害	大規模地震、津波、噴火、テロ、火災　等
主な進行型災害	気象災害（台風、高潮、水災、風災　等）
その他	雑踏事故、食中毒、感染症、事件・事故　等

突発型災害が起きた際に、外国人を含む来場者に対して速やかに緊急避難や対応が取れるように、また、進行型災害に対する段階的な準備態勢等、リスクの特性に応じて、対応策をご検討ください。また、リスクの発生により、傷病人の救護、来場者の避難誘導等も必要になる場合がありますので、あわせてご検討ください。

リスクが発生した際（特に人的被害が発生した際）には、迅速かつ適切に対処するため、事前に緊急時の運営体制を構築しておくとともに、速やかに組織委員会にご報告いただくことになります。

リスクの発生に伴う損害に備え、損害保険及びその他の必要な保険に加入してください。また、当該保険に関する情報を組織委員会にご報告ください。

4－4 持込禁止物・禁止行為

多くの来場者が安全・安心にイベントを楽しめるように、また、オリンピック・パラリンピックの理念に反する行為や、アンブッシュマーケティング等の行為を防止する観点から、実施主体において、以下の持込禁止物や禁止行為についてご検討いただき、ホームページや会場内入口等の適切な場所へ

の掲示等、来場者へ周知できるようご対応ください。

（１）持込禁止物①：安全上の観点から

カテゴリー	製品（品目例）
割物類	ビン類
火薬類	花火、爆竹、発煙筒
液体類	ガソリン、灯油、その他引火性があると思われる液体
ガス類	カセットコンロ用ガス等、引火性があると思われるガス
刀剣類	刀、ナイフ
鉄砲類	鉄砲、空気銃、BB ガン
棒状のもの	鉄棒、鉄パイプ、木刀、竹刀
先が尖ったもの	アイスピック、ピッケル、釘
無線機器	ドローン

（２）持込禁止物②：オリンピック・パラリンピックの理念やアンブッシュマーケティング防止の観点から

概要	品目
政治的、宗教的、差別的な図形、商標等	○宗教、政治、公共の秩序、道徳に反する内容の広告材料 ○ロープ、プラカード等会場でデモに使用され得る物
無許可のチラシ、パンフレット、プロモーション素材	○アンブッシュマーケティングとなり得る商業的な物（特定の企業や製品、サービス等の宣伝を目的とした物）
その他プログラムの妨げになるもの	○ホイッスルやブブゼラ、ガスホーン等、過度の音を出す器具

個人で食すための飲料（アルコール含む）や食料品については、暑熱対策等を考慮し、各実施主体で持込可否についてご検討ください。ただし、持込を可にした場合、会場内にてそれらの飲食物を用いた非大会パートナー商品の宣伝行為等が見受けられた際には、当事者に対して当該行為の自粛を依頼してください。

（３）禁止行為

① 人を傷つけることを目的とした横断幕や垂れ幕の掲出

② 政治・思想・宗教・人種差別・軍事的な主義・主張・観念を表示又は連想させるような掲示板・立て看板・横断幕・懸垂幕・のぼり・旗・プラカード・ゼッケン・文書・図面・印刷物の持ち込み、設置、掲揚、着用、散布、貼付

③ 宣伝行為

④ ビラ等の配布

⑤ 周辺の公共施設（医療施設等）の駐車場の目的外利用

4－5 警備・輸送

会場の安全を確保するため、自主警備による警備対策を実施する必要があります。下記事項を踏まえ、適切な警備方法をご検討ください。

なお、下記事項については、あくまで一般的な警備方法等を列挙したものであり、事業の開催時期、開催場所、開催形態（屋内・屋外・複合）、規模、参加方法（事前申込制、有料制等）など、各事業の実施形態を踏まえて調整させていただきます。計画段階から、個別に組織委員会へご相談をお願いいたします。

（１）警備計画策定にあたっての検討事項

ア　定員管理（人員配置）

イ　囲繞(いにょう)措置（資機材）

ウ　危険物等の持込規制（警備員等による手荷物検査）

エ　資機材の活用（ハンディ型金属探知機、監視カメラ、監視センサー）

オ　会場範囲（管理区分）の明確化（資機材、入退場口）

カ　ステージ、バックヤード等への一般来場者の立入制限（識別証、資機材、人員配置）

キ　VIP や出演者等の安全管理（人員配置）

ク　来場者の誘導や会場内の安全確保（人員配置）

ケ　待機列の管理（資機材、人員配置）

コ　車両突入対策（ボラード等）

（２）設営・撤去時の警備

会場の設営・撤去時においては、一般来場者に十分注意するとともに、各種安全管理を図るため、警備・案内・誘導等を実施してください。

（３）開催時間外の警備

開催時間外（設営・撤去の作業時間外や夜間等）においては、警備員による巡回警備等を実施してください。

（４）治安機関との調整

実施主体は、警備計画案を組織委員会へ事前にご提出をお願いします。

その後、警備対策上必要な措置について、実施主体と管轄する警察・消防等の治安機関との協議により警備計画を策定し、組織委員会に提出してください。

なお、案件によっては、警備計画案の作成前に、組織委員会から治安機関へ、事業の概要について情報提供する可能性があります。

（５）輸送

事業の実施に際しては、公共交通機関や道路管理者等と事前にご調整ください。

特に、東京 2020 大会の直前から終了までに、東京都内をはじめとした競技会場の周辺で実施される事業については、大会の運営に係るアスリートや大会関係者、観客の動線及び物資の輸送に影響を与えないよう、対応策をご検討いただくことになります。

4－6 アンブッシュマーケティングの防止

（１）名義について

計画される事業に、大会パートナー以外の企業が主催、共催、後援、協力、協賛等で関与している場合には、原則、共催プログラムに参画することはできません。

※　大会パートナー以外の企業の関与があった場合、当該企業を東京 2020 大会や事業に関連付けたり、そのように受け取られるおそれのある行為は行えません（企業名の一切の露出不可）。

（２）会場におけるアンブッシュマーケティングにつながる主な行為とその対応

	アンブッシュマーケティング につながる行為	対策・対応
事業	出演者（アスリート等含む）の衣装、演出のための装飾等に非大会パートナーのブランド又は企業名を掲出すること	○出演者に事前に説明し、未然防止に努める ○テープや布等でブランド名を覆い隠す（マスキング）
	事業中に、出演者が自身のコンサート等のプロモーションを行うこと	○出演者に事前に説明し、未然防止に努める ○行為を発見した場合には、当事者に行為の自粛を求める
	出演者が、事前・事後を問わず、自身のホームページや SNS で、大会やフェスティバルを利用したプロモーションを行うこと（単なる出演の告知であれば可能） 例：私は○○事業に出演します。	○出演者に事前に説明し、未然防止に努める ○行為を発見した場合には、当事者に行為の自粛を求める
主催者展示	非大会パートナーがスポンサーや関係者になっている、実施主体が主催する他の事業やイベントについて、その案内及び告知を行うこと	○当該行為は認められませんので、ご了承ください
	地域の特産品（米、野菜、菓子等）を、非大会パートナーのブランド又は企業名がついている形で展示すること（ブランド又は企業名がついていなければ展示は可能。ただし大会パートナーのカテゴリーと競合する物品に関しては、展示・販売共に不可となります。）	○展示の具体的な内容について、組織委員会に事前に確認する
飲食売店	非大会パートナーのブランド又は企業名がついている形で、飲食物を販売すること（詳しくは表の下部※印参照）	○飲食売店のメニュー、提供方法、表示方法等の具体的な内容について、組織委員会に事前に確認する
会場全体	非大会パートナーや個人が、宣伝のために旗や横断幕を掲出したり、商品の配布、募金活動を行うこと	○スタッフが会場内を定期巡回し、未然防止に努める ○行為を発見した場合には、当事者に行為の自粛を求める
広報	他のイベントと一体化して見えるような告知を行うこと	○共催プログラムと他のイベントの告知は紙面を分ける等、明確な区切りを設ける等の調整を行う

※飲食売店について

飲食物を提供する出店者には、以下をご説明いただき、アンブッシュマーケティングに繋がらないようなご対応をお願いします。

○企業名、商品ブランドを表に出して販売できるものは、大会パートナー社の製品のみです。

○大会パートナーの製品以外の飲食物を希望する場合は、組織委員会に品物及び販売方法を事前提出

し、承認を得ることが必要です。なお、その場合の販売方法は、飲食パッケージに企業名やブランドが表示されないよう、無地の皿やコップでの提供が前提となります。

〇料理で使用する調味料や素材についても、大会パートナーからの調達をご検討ください。もし価格や仕様が見合わない場合は、非大会パートナーの製品を使用することは可能ですが、その場合は来場者の目に触れるところに非大会パートナーの製品を置かないようご配慮ください。

（例：購入者が自分で料理にかける調味料は無地の容器に移し替える等）

〇メニュー名については、ブランドとみなされる名前での販売はできません。あくまで一般名称での販売のみ可能となります。

例：A 「宇都宮餃子」×／B 「宇都宮の餃子」〇※／C 「餃子」〇

※A の商品名が商標登録されている場合には、当該商標権を侵害（抵触）する場合もあり得ますので、商品名につきましては各実施主体において予めご確認ください。

4－7 製品・サービスの調達

大会パートナーは、契約カテゴリーの製品やサービスに関して、東京 2020 大会や大会関連イベントへの供給権を保有しています。一方で、特に自治体における調達は、その財源が税金によって賄われるものであるため、地方自治法上、競争入札等の方法で商品やサービスを調達するよう定められています。

共催プログラムの実施にかかる製品・サービスの調達は、大会パートナーの供給権の対象となりますが、発注者が自治体となる場合は、法令が優先され、競争入札等により供給業者を選定することになります。しかし、発注元である自治体は、大会パートナーに対して、法令に抵触しない範囲で、大会パートナーの製品カテゴリーに該当する製品・サービス等について調達の機会（入札への参加の機会）を提供する必要があります（自治体が外部の受託事業者に企画運営を委託する場合も同様です）。大会パートナーに供給の機会を提供したものの、競争入札等の結果、大会パートナーの製品・サービスを調達しないことになった場合は、非大会パートナーから製品又はサービスを調達することができます。ただし、非大会パートナーの製品又はサービスを使用する場合には、ノンブランド又はテープや布等でブランドや企業名を覆い隠す、マスキング等の対応が必要になります。

大会パートナー各社の調達窓口を記載した一覧表（調達先リスト）は、事前相談の申し込み後に実施主体へ提示します。なお、当該一覧表につきましては、事業に関する製品・サービスの調達の目的でのみご使用いただき、目的外での使用はお控えください。

4－8 事業に付属する販売等の行為について

（１）チケット販売について

有料の事業を実施し、チケットを販売する場合には、実施主体の WEB サイトをはじめ、民間のチケット販売サイトも活用できます。ただし、フェスティバル共催に際して新規に事業を実施する場合、チケット購入時の決済方法は VISA 又は現金のみとします。

（２）飲食の販売について

事業の実施に必要な飲食販売については実施できます。

ただし、上記 4-6 及び 4-7 について抵触するおそれのある形態での飲食販売については、個別に調整をさせていただきます。

（３）物販について

事業や出演者・出演団体に関連する物品（ＣＤ、パンフレット、記念品等）の販売について、事業を実施する上で必要な収入の確保を目的とする場合に限ってのみ可能です。ただし、上記4-6 及び 4-7 に抵触するおそれのある方法で販売することはできません。詳細は事前相談の申し込み後に個別に調整いたします。

（４）大会プロパティを使用したグッズ等の制作について

フェスティバルマーク等の大会プロパティを使用したグッズ等の制作は原則できません。

４－９ 知的財産権等

（１） 本大会関連制作物について

実施主体が事業の実施にあたって新たに制作した全ての制作物（記録映像、写真、報告書、その他資料等を含みますが、これらに限りません。以下同じです。）のうち、オリンピック・パラリンピックに関連する知的財産を使用した制作物、及び本大会又はオリンピック・パラリンピックに関連する制作物として組織委員会が別途指定した制作物（以下、総称して「本大会関連制作物」といいます。）に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含みます。以下同じ。）、著作隣接権その他一切の権利は、組織委員会に帰属するものとします。ただし、実施主体と組織委員会の間で共催協定書を締結する前から第三者が保有する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権その他の知的財産権に係る既存の知的財産又は第三者の肖像（以下、総称して「第三者知的財産等」といいます。）を当該第三者から許諾を受けて素材として利用した場合、第三者知的財産等に係る権利については当該第三者に留保されるものとします。

（２） 非関連制作物について

制作物のうち、本大会関連制作物に該当しない制作物（以下「非関連制作物」といいます。）に係る著作権、著作隣接権その他一切の権利は、実施主体に帰属します。ただし、実施主体は、非関連制作物に関し、組織委員会、IOC 又は IPC の許諾なしに、本大会若しくはオリンピックムーブメント・パラリンピックムーブメントに関連させた形態又はアンブッシュマーケティングに該当する形態にて、非関連制作物に係る権利を行使することはできず、かつ、第三者に当該権利を行使させることはできません（例外的に、実績報告書作成目的での行使は除きます。）。

（３） 制作物の利用について

本大会関連制作物及び非関連制作物に関し、実施主体は、組織委員会又はその指定する第三者（IOC 及び IPC を想定しておりますが、これらに限られません。以下同じです。）が、本大会に関連するあらゆる目的又はオリンピックムーブメント・パラリンピックムーブメントを推進する目的で、全世界で、無償で、期間の定めなく、利用できるようにするものとします。また、実施主体は、本大会関連制作物及び非関連制作物に含まれる第三者知的財産等について、組織委員会又はその指定する第三者が本大会に関連するあらゆる目的又はオリンピックムーブメント・パラリンピックムーブメントを推進する目的で、全世界で、無償で、期間の定めなく、利用することができるよう、第三者知的財産等の権利者からの許諾及び当該許諾を証する書面の取得を含む一切の措置を講じるものとします。

（４） 著作者人格権について

実施主体は、実施主体又は第三者が本大会関連制作物及び非関連制作物について著作者人格権

を有する場合、実施主体又は当該第三者をして、組織委員会又はその指定する第三者による本大会関連制作物及び非関連制作物の利用行為に対し、著作者人格権を行使させないようにするものとします。

※詳細については、事前相談の申込後に提示する共催協定書（ひな形）をご確認ください。

4－10 持続可能性

（１）東京 2020 大会における持続可能性

組織委員会は、「環境」のみならず「社会」及び「経済」の側面を含む幅広い持続可能性に関する取り組みを行っています。フェスティバルの実施にあたっても持続可能性に配慮した取り組み をご検討ください。

【参考】組織委員会の取組

https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/

（２）フェスティバルにおける持続可能性への取組

フェスティバルの実施にあたって、持続可能性の観点から以下の取組等についてご検討ください。

① 調達物品の再使用・再生利用

ア 椅子や机、テント等についてレンタル又はリースにより調達する。

イ 看板やサイネージ素材をリサイクル可能な素材とする。

② 廃棄物の３R（リデュース・リユース・リサイクル）

ア 不要なレジ袋、梱包材・包装材、使い捨て容器等(ストロー、マドラー等含む)は使用しない。レジ袋やコップ、ストロー等の使い捨て製品を使用する場合は使い捨てプラスチック製品を避ける。使い捨て製品を使用せざるを得ない場合は、プラスチックから紙等の代替品への切り替えを実施する。

イ 飲食を提供する場合は、食べきれる量を考慮して提供する。

ウ 廃棄物は決められたルールに沿って分別し、来場者に対しても正しい分別を呼びかけ、可能な限り再資源化に取り組む。

③ CO2 排出量の回避・削減

ア LED 電球等省エネ機器の利用を進める。

イ 来場者の公共交通機関の積極的な利用を推奨する。

④ 人権の尊重、労働環境等への配慮

ア 子どもから高齢者、障がい者や外国人、LGBT 等、幅広い層が参加しやすいプログラム作成や会場運営を行う。

イ 主催者として、企画・運営関係者に対して、人権侵害・ハラスメント事案の未然防止のための適切な訓練を行う。事案発生時における適切な対応体制を整える。

ウ スタッフの適切な労務管理・労働環境を確保する。

（３）持続可能性に配慮した調達コード

組織委員会は「持続可能性に配慮した調達コード」を策定しています。かかる調達コードを踏まえ、以下の例のように、調達における持続可能性への対応についてご検討ください。

＜事例＞

・調達の契約の中に調達コードの遵守に関する条項を盛り込む。

・飲食物提供の食材に、GAP 認証や水産エコラベル認証を取得した食材を取り入れる。

【参考】持続可能性に配慮した調達コード

https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/

4－11 実績報告

共催プログラムの終了後速やかに、実施主体から実績報告を提出いただきます。

報告いただく項目及び提出期限等については、共催協定締結後にご提示させていただきます。

4－12 その他

（１）リコグニションボードの設置について

事業が実施される会場に、フェスティバルの名称やフェスティバルパートナーのロゴがデザインされているリコグニションボードを設置していただきます。

（２）大会関連イベントとの連携について

聖火リレー、ライブサイト等の大会関連イベントと連携した企画を検討される場合は、別途調整が必要になりますので、随時ご相談ください。

５．共催手続き

（１）共催手続きの流れ

①実施主体と組織委員会における事前相談

・実施主体から様式１「東京 2020 NIPPON フェスティバル共催文化プログラム事前相談申込書」を組織委員会へ提出し、相談を開始します。

⇒　実施主体の計画を基に、共催要件や事業を実施する上での留意点等の詳細について意見交換を行います。

②実施主体からの事業計画提出

・事前相談が完了した実施主体から５．（３）の提出書類を、期限までに組織委員会へ提出いただきます。

③組織委員会における最終確認

・提出書類を基に、内容について最終確認します（必要に応じて、提出資料に関する説明をお願いします。）。

④有識者による審議・助言

・提案内容が、２．共催要件に記載の事項等に合致し、東京 2020 NIPPON フェスティバル共催プログラムとしてふさわしいかを審議し、必要に応じて助言等を付します。

⑤IOC／IPC との調整

・提案について、組織委員会が IOC／IPC と調整し、実施に向けた承諾を得ます（必要に応じて、別途、資料の提出を依頼する場合があります。）。

⑥共催協定書の締結

・「東京 2020 NIPPON フェスティバル共催協定書（ひな形）」に必要事項を記載いただき、双方で記名・押印し締結します。

※　協定書のひな形は、事前相談を開始した実施主体へ提供いたします。

（２）事前相談

①　趣旨

共催プログラムへの参画意向を示していただいた実施主体と、プログラムを計画する上での留意点等について、実施主体の計画に照らしながら個別具体的に意見交換し、共催協定書の締

結に向けて必要な調整を行います。

② 受付開始

2018 年 11 月 1 日から受付中

※ 事前相談に１か月以上要することが想定されます。

③ 事前相談の開始方法

様式１を、７．問い合わせ先のメールアドレスまで送付してください。

（３）計画提出・確認

① 提出期間

ア 第一次期間（終了しました）

提出期間　　：2019 年 2 月 18 日から同年 3 月 1 日まで
書類確認・調整期間：2019 年 3 月 2 日から同月下旬頃
有識者による審議　：2019 年 3 月下旬頃

イ 第二次期間

提出期間　　：2019 年 6 月 7 日から同年 6 月 21 日まで
書類確認・調整期間：2019 年 6 月 22 日から同年 7 月上旬頃まで
有識者による審議　：2019 年 8 月上旬頃

ウ 第三次期間

事前相談申込〆切　：2019 年 7 月 31 日
提出期間　　：2019 年 9 月 9 日から同年 9 月 20 日まで
書類確認・調整期間：2019 年 9 月 24 日から同年 10 月上旬頃まで
有識者による審議　：2019 年 11 月中旬頃

※ 書類確認･調整期間を経て、共催協定書を締結した実施主体から順次、事業内容や広報・PR の調整を進めていきます。

③ 提出書類（予定）

＜事業計画書提出時＞

ア 共催プログラム事業計画書（添付書類含む）
イ 共催プログラム収支計画書
ウ その他、組織委員会が特に必要と認める書類

※ 提出に必要な書類、提出方法の詳細については、事前相談が完了した実施主体へ周知します。

＜協定書締結時＞

ア 共催名義使用申請書
イ 共催協定書
ウ その他、組織委員会が特に必要と認める書類

６．その他留意事項等

（１）留意事項

ア　組織委員会は、必要に応じて、本ガイドライン等を改訂・周知いたします。必ず最新のガイドラインを参照してください。

イ　提案確認後に締結する共催協定に記載の事項は、本ガイドラインに記載の事項に優先します。

（２）情報の公開

共催プログラムについては、申請者の名称やプログラム概要等の情報を提出書類、実績報告の範囲において編集等をして、組織委員会または組織委員会が認める第三者のウェブサイト等で公表する可能性があります。その際、本プログラムに付随する権利（肖像権、著作権等）の処理等は実施主体が行うものとします。また、組織委員会の裁量にて審議や事後評価、機運醸成促進、事業連携等の目的で、外部有識者や政府・地方自治体等の関連団体に提供することがあります。

（３）個人情報の取扱

提出書類に記載された個人情報は、組織委員会のプライバシーポリシーに関する規定に則り、適正に管理します。

７．問い合わせ先

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
企画財務局アクション＆レガシー部　東京 2020 NIPPON フェスティバル担当
メール：tokyo2020nipponfestival_support@tokyo2020.jp

【添付資料】

＜事前相談関係＞

様式１：東京 2020 NIPPON フェスティバル共催文化プログラム事前相談申込書

＜今後ご提供する書類（主なもの）＞

○　事前相談申込後

①　本ガイドラインに関するＱ＆Ａ

②　大会パートナー関連商品・サービス調達リスト

③　共催プログラム事業計画書

④　共催プログラム収支計画書

○　共催協定締結時

①　共催名義使用申請書

②　共催協定書（ひな形）

③　フェスティバルマークガイドライン

④　フェスティバルマーク等取扱基準

⑤　フェスティバル広報ガイドライン（調整中）

様式　1

東京 2020 NIPPON フェスティバル　共催文化プログラム
事前相談申込書

（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会　御中

東京 2020 NIPPON フェスティバル共催文化プログラムについて、次のとおり事前相談を申し込みます。

1．団体概要

申込日　　年　　月　　日

団体名	
代表者 役職・氏名	
住所 （団体所在地）	〒　　－
電話番号	
メールアドレス	
担当者 部署名・氏名	

2．事業概要

事業名称	
実施予定日	2020 年　　月　　日から 2020 年　　月　　日まで
実施場所 ※住所、施設名、屋内・屋外等可能な限り詳しくご記載ください。	
事業内容	
事業規模	のべ（　　）人（1 日あたり　　人）程度参加想定
事業体制 ※事業に関与する予定の団体を全てご記載ください。	主催団体【　　】 共催団体【　　】 後援団体【　　】協力団体【　　】 協賛団体【　　】その他関連団体【　　】 ※なお、申込団体は事業の主催団体でなければ申請をすることができません。

東京 2020 大会を契機として実施される特別な文化プログラムであると考える点 ※ガイドライン４ページ 2.（1）② ア参照	

※その他、必要に応じて既存の企画書案もご提出ください。

３．チェックリスト（以下の設問における回答が基本的にすべて はい でなければ申込はできません）

No.	事前基礎要件確認事項	回答 いずれかに〇を付けてください。	自由記述欄 必要に応じてご記入ください。
1	実施する事業は文化・芸術分野に関連するイベントである。	【　はい　・　いいえ　】	
2	実施する事業は非営利イベントである。	【　はい　・　いいえ　】	
3	東京 2020 参画プログラムに参画している団体、又はその見込みがある団体である。	【　はい　・　いいえ　】 参画プログラム主体者番号 【　　】	
4	実施する事業に大会パートナー以外の企業が関与していない。	【　はい　・　いいえ　】	
5	参加者想定数が以下を満たす。 （規模目安：公共空間等の屋外イベントでは 1 日あたり 5000 人以上、ホール等の屋内イベントでは１日あたり 1000 人以上）	【　はい　・　いいえ　】	
6	ガイドライン４ページ２.（1）②ア・イ・ウの要件を全て満たしている。	【　はい　・　いいえ　】	

４．事業実績確認

申込団体における事業実績資料（任意様式で可）の添付をお願いいたします。

５．質問事項（※組織委員会へ質問等があれば、以下の枠内へご記載ください）

自由記述欄